

第4章

具体的な施策の内容

- 1 評価指標
- 2 施策の方向性
- 3 行動計画

第4章の色 — 東雲 東雲 東雲色 — 第4章の色 — 東雲色 — 第4章の色 — 東雲色 —

夜が明け始める頃、太陽で白み始める東の空を思わせる明るい色で、曙色とも呼ばれます。

◆表紙の生きもの — カルガモ —

第4章の概要

1 評価指標 p.137

基本目標Ⅰ 守り、育てる

- ・自然共生サイト認定数
- ・現地調査の在来種・特定外来生物の確認種数
- ・緑被率
- ・区民・事業者による新たな緑化面積

基本目標Ⅱ 活かし、つなぐ

- ・公共建築物等における木材利用推進の運用
- ・食育に関心がある人の割合
- ・雨水流出抑制対策量

基本目標Ⅲ 知って、変わる

- ・生物多様性の内容を知っている区民の割合
- ・エコリーダー養成講座修了者数
- ・環境に配慮した行動に取り組む区民の割合
- ・事業系廃棄物の再利用率

2 施策の方向性 p.139

3 行動計画 p.140

施策の方向性		行動計画		
基本目標Ⅰ 守り、育てる	I-1 江東区における生物多様性の保全及び拡大	各主体の役割 (区/区民等/事業者/民間団体/教育・研究機関/国・都)	I-1 : 5つの取組・15事業等	
	I-2 江東区とその周辺におけるエコロジカルネットワークの維持・強化		I-2 : 4つの取組・13事業等	
	I-3 生態系や人の生活を脅かす外来種対策の推進		I-3 : 5つの取組・5事業等	
	I-4 生きものとの共生社会の実現		I-4 : 1つの取組・5事業等	
	I-5 多様な主体と連携した自然環境等に関する情報の集積と発信		I-5 : 2つの取組・6事業等	
基本目標Ⅱ 活かし、つなぐ	II-1 生物多様性に配慮した自然の恵みの持続的利用の推進(供給サービス)		江東区における主な取組内容と事業等	II-1 : 2つの取組・2事業等
	II-2 防災・減災や景観形成等に寄与するNbSの推進(調整サービス)		II-2 : 2つの取組・6事業等	
	II-3 地域の自然資源を活かした体験活動への参画推進と歴史・文化の保全・継承(文化的サービス)		II-3 : 3つの取組・9事業等	
基本目標Ⅲ 知って、変わる	III-1 生物多様性の理解促進		III-1 : 1つの取組・2事業等	
	III-2 あらゆる主体の連携・協働による取組の推進		III-2 : 1つの取組・4事業等	
	III-3 生物多様性の保全に貢献する環境教育・人材の確保および育成の促進	III-3 : 4つの取組・5事業等		
	III-4 日常生活や事業活動を通じた地球環境への配慮と気候変動対策の推進	III-4 : 9つの取組・13事業等		

第4章 具体的な施策の内容

1 評価指標

3章に示した3つの2030年目標の達成に向けて、表4-1に示す評価指標を設定し、モニタリングを行うことで達成状況を評価していきます。

表 4-1 評価指標

基本目標	評価指標	現状値 (各年度)	目標値 (R12)	備考
基本目標Ⅰ 守り、育てる	自然共生サイト認定数 (件)	2件 (R7)	4件	企業や自治体等の多様な主体の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
	現地調査にて確認した在来種・特定外来生物の 確認種数	表4-2 参照 (R6-7)	備考欄 参照	現地調査の結果より評価 ・在来種：現状値より増加 ・特定外来生物：現状値より減少
	緑被率(%)	21.01% (R4)	22.0% (R11) ^{※2}	樹木、草地、屋上緑化等、緑に覆われた「緑被地」が区域に占める面積の割合
	区民・事業者による新たな 緑化面積(m ²)	91,048m ² (R5)	— ^{※1}	敷地面積250m ² 以上の施設(区立施設を除く)で、緑化計画書に記載された新規の緑化面積
基本目標Ⅱ 活かし、つなぐ	公共建築物等における木材 利用推進の運用(累計)	26施設 (R5)	29施設 (R11) ^{※3}	—
	食育に関心がある人の割合 (%)	67.8 (R5)	90%	区民健康意識調査結果による
	雨水流出抑制対策量(m ³)	8,248m ³ (R6)	— ^{※1}	敷地面積が300m ² 以上の施設を建築する際に設置された雨水流出抑制対策量(緑地含む)
基本目標Ⅲ 知って、変わる	生物多様性の内容を知っている 区民の割合(%)	39.8% (R6)	70% (R11) ^{※3}	区民アンケートで、「生物多様性の言葉の意味を知っていた」と回答した区民の割合
	エコリーダー養成講座修了者 数	448人 (R5)	610人	—
	環境に配慮した行動に取り組む 区民の割合(%)	66.8% (R6)	77%	区民アンケートで、環境に配慮した行動を5項目以上選択した区民の割合
	事業系廃棄物の再利用率 (%)	72.4% (R4)	74.5%	大規模建築事業者(3,000m ² 以上の延床面積を持つ事業所)が、排出する事業系廃棄物を再利用する割合

※1) 毎年度の実績管理項目とします。

※2) 「江東区みどりの基本計画(後期)(令和7年度から令和11年度)」に基づき、令和11(2029)年度を目標としています。令和12(2030)年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

※3) 「江東区長期計画(後期)(令和7年度から令和11年度)」に基づき、令和11(2029)年度を目標としています。令和12(2030)年度以降は、新しい計画に基づき取り組みます。

表 4-2 基本目標 I 評価指標：現地調査にて確認した在来種・特定外来生物の
確認種数の現状値詳細

分類群	確認種数			特定外来	備考
	目	科	種		
植物	52 目	136 科	696 種	3 種	・ 17 地点の 四季調査 結果
哺乳類	3 目	4 科	5 種	1 種	
鳥類	12 目	29 科	63 種	0 種	
爬虫類	2 目	6 科	6 種	1 種	
両生類	1 目	3 科	5 種	1 種	
陸上昆虫類	12 目	112 科	375 種	1 種	
魚類	6 目	12 科	26 種	2 種	
底生動物	16 目	44 科	68 種	1 種	
合計	104 目	346 科	1,244 種	10 種	

※1) 特定外来：特定外来生物の種数

2 施策の方向性

3つの2030年目標の達成に向けて、それぞれの基本目標ごとに以下の方向性をもって施策を推進します。

表 4-3 施策の方向性

基本目標	施策の方向性	
基本目標Ⅰ 守り、育てる	I-1	江東区における生物多様性の保全及び拡大
	I-2	江東区とその周辺におけるエコロジカルネットワークの維持・強化
	I-3	生態系や人の生活を脅かす外来種対策の推進
	I-4	生きものとの共生社会の実現
	I-5	多様な主体と連携した自然環境等に関する情報の集積と発信
基本目標Ⅱ 活かし、つなぐ	Ⅱ-1	生物多様性に配慮した自然の恵みの持続的利用の推進（供給サービス）
	Ⅱ-2	防災・減災や景観形成等に寄与するNbSの推進（調整サービス）
	Ⅱ-3	地域の自然資源を活かした体験活動への参画推進と歴史・文化の保全・継承（文化的サービス）
基本目標Ⅲ 知って、変わる	Ⅲ-1	生物多様性の理解促進
	Ⅲ-2	あらゆる主体の連携・協働による取組の推進
	Ⅲ-3	生物多様性の保全に貢献する環境教育・人材の確保および育成の促進
	Ⅲ-4	日常生活や事業活動を通じた地球環境への配慮と気候変動対策の推進

3 行動計画

前節の施策の方向性に基づき、具体的な行動計画とその達成に向けた各主体の役割を各主体の立場に立って整理しました。また関連して江東区が取り組む事業とその目標等も整理しています。

江東区が事業を実施するにあたっては、専門家の意見を聞くとともに、国や東京都、区内の関連部署だけでなく、地域の各主体（区民等、事業者、民間団体、教育・研究機関）と十分な連携・協働・情報共有を図りながら、効果的かつ持続的に進めていきます。

基本目標Ⅰ 守り、育てる

【主に関連するSDGsの目標】



【I-1】江東区における生物多様性の保全及び拡大

江東区では、生きものの生息・生育環境等が宅地化に伴う埋立てや工業化により、減ってきました。また、都立公園や区立公園、学校や公園内のポケットエコスペース等、保全されてきたエリアでは、担い手不足や高齢化により維持管理が難しくなっている他、施設の老朽化も進行しています。

今後、ポケットエコスペースのような江東区を代表する特徴的な生態系を守るには、更なる生物多様性に配慮した水辺や緑地等をつくっていくとともに、生息・生育環境を適切に維持管理し、保全していくこと、これらを通して積極的に自然再生・自然再興（ネイチャーポジティブ）に取り組むことが必要です。



写真 4-1 ポケットエコスペース
【出典】江東区「ポケットエコスペースパンフレット」



写真 4-2 維持管理の状況
【出典】江東区「ポケットエコスペースパンフレット」

① 各主体の役割

区

- ポケットエコスペース・公園・水辺・緑地の整備及び維持管理については、生物多様性の保全に努めます。
- 自然地の保全等により地域の生物多様性の保全・創出、これらを通じた自然再生・自然再興に努めます。

- 区立公園の新規開園等、生物多様性を担保するエリア拡大を図ります。
- 隣接する自治体との水辺や緑地のつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していきます。

区民等

- 緑地や水辺、ポケットエコスペース等、地域の自然を保全するボランティア活動に積極的に参加し、多様な生きものが生息・生育・繁殖できる水辺や緑地の再生・創出に貢献します。
- 地域の公園等の維持管理活動に積極的に参加し、気持ちよく利用できるようにします。
- 公園・水辺・緑地ではそこで生息・生育している生きものを無暗に採取したり、踏みつけたりしないように留意します。

事業者

- 水辺や緑地、ポケットエコスペース等、地域の自然を保全するボランティア活動に積極的に参加し、多様な生きものが生息・生育・繁殖できる水辺や緑地の再生・創出に貢献します。
- 地域の公園等の維持管理活動に積極的に参加し、気持ちよく利用できるようにします。
- 行政や NPO 等と連携し、社員参加による地域の水辺や緑地を保全する活動を実施します。
- 事業所の敷地における水辺や緑地等を各種認定制度に登録し、将来にわたって保全していきます。

民間団体

- 公園・水辺・緑地等を保全するボランティア活動を企画・実施します。
- 水辺や緑地、ポケットエコスペース等地域の緑の維持管理に貢献します。

教育・研究機関

- 学校等の敷地における水辺や緑地の保全・創出を行い、エコロジカルネットワークの形成に貢献します。
- どのような地域にエコロジカルネットワークの創出・保全が必要か、専門的な立場から調査・研究し土地管理者に提言します。

国・都

- 東京湾岸部の海上公園の新規開園及び拡大を進めるとともに、臨海地域における生物多様性保全の拠点として、海に囲まれた特性を活かし、海上公園が持つ環境保全機能を高めます。
- 東京港において、ブルーカーボン生態系を構成する藻場等の保全・再生を行います。
- 生物多様性の拠点として位置付ける都立公園で重点的に環境整備を行い、整備後も生きもののモニタリング等を実施しながら順応的管理を実現し、多様な生きものが安定して生息・生育できる環境を確保します。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
1	生きものの生息・生育空間の適正管理の手法をまとめ、適正管理を広めていきます。			
	1-1 江東区生物多様性推進マニュアルの策定[検] 区民、事業者が生物多様性に関する活動に取り組む際の具体的な方法やポケットエコスペース及びビオトープの具体的な管理方法を示したマニュアルを作成し、適正管理を行います。	—	実施	土木部管理課
2	生きものの生息・生育空間の創出に向け、既存のポケットエコスペースや田んぼの学校の持続的な管理、公共・民間施設の緑化認証制度の利用推進等を行っていきます。			
	2-1 ポケットエコスペースの維持管理 全てのポケットエコスペースで持続可能な体制を構築し適切に管理し、生物多様性を保全します。	52 か所	推進	土木部 施設保全課 教育委員会 学校施設課
	2-2 田んぼの学校 区民が参加するイベントを開催します。	10 回 /年	10 回 /年	土木部 施設保全課
	2-3 街路樹、公園、水辺・潮風の散歩道の緑地の維持管理 水辺や緑地を適切に管理し、生きものの生息・生育地になる空間を確保します。	—	実施	土木部道路課 土木部 施設保全課
	2-4 水辺・潮風の散歩道の整備 水辺の散歩道の緑化整備や潮風の散歩道の整備により、生きものの生息・生育地にもなる空間を確保します。	整備率 61.62%	整備率 65.11%	土木部 河川公園課
	2-5 公園の整備 公園の緑化整備により、生きものの生息・生育地にもなる空間を確保します。	公園 面積 515.1ha	公園 面積 550ha	土木部 河川公園課
	2-6 緑化指導 江東区において一定規模の開発を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を審査し、認定します。	104,230 ㎡/年	実績	土木部管理課
	2-7 保護樹木・樹林助成制度 区内の貴重な大径木を「保護樹木」、「保護樹林」として指定し、その保全にかかる維持管理の経費を助成します。また、生物多様性保全の視点を取り入れた制度内容の検討を進めます。	152 本 4,452㎡	推進	土木部管理課
	2-8 公共施設の自然共生サイト登録[検]* 区で管理する公共施設における緑地を自然共生サイトに登録します。	0 件 (R7)	2 件 (R12)	土木部管理課

[検]：検討中の事業

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
3	生きものの生息・生育空間の確保に向け、区民・事業者等に緑化指導や生物多様性に配慮した緑化の情報発信等を行っていきます。			
	3-1 緑化指導〈再掲〉 江東区において一定規模の開発を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を審査し、認定します。	104,230 ㎡/年	実績	土木部管理課
	3-2 ビオトープガーデン講座の実施 ベランダに生物多様性に配慮したビオトープをつくることを目指す講座を開催します。	1回 /年	1回 /年	土木部管理課
	3-3 事業者のビオトープや生物多様性に配慮した緑化の情報発信[検] より多くの区民・事業者の興味をひきつけ、環境保全活動に参加したくなるよう、事業者等による優良な緑化事例を発信します。	－	実施	土木部管理課
4	江東区のシンボル種を選定し、生息・生育空間の保全を図っていきます。また重要種の保全にも取り組んでいきます。			
	4-1 江東区のシンボル種と生息・生育地の保全[検] 江東区のシンボルとなる種を選定し、生息・生育する環境を保全します。	－	選定・ 保全	土木部管理課
	4-2 江東区的重要種と生息・生育地の保全[検] 江東区に生息・生育する重要種、及び生息・生育する環境を保全します。	－	実施	土木部管理課
5	東京都や国の管理区域（都立公園や都管理地、荒川河川敷等）における生物多様性の保全・創出の働きかけを行っていきます。			
	5-1 東京都、国への働きかけ[検] 東京都や国が管理する都立公園や公共施設、河川等において、区と連携した生物多様性の保全・創出に向けた取組の働きかけを行います。	－	適宜 実施	土木部管理課

[検]：検討中の事業

※2030年目標の達成に向けた評価指標

【I-2】江東区とその周辺におけるエコロジカルネットワークの維持・強化

江東区は、南側が東京湾に面しており、東西を埼玉県から流れる荒川と隅田川に挟まれています。また、区内を縦横に流れる区内部の河川や区全域に点在する池やビオトープ、海沿いには人工干潟や人工磯等様々な水辺環境があります。さらに、その水辺の周辺には、大規模な都立公園や自然豊かなポケットエコスペース、企業緑地や社寺林、個人の庭、街路樹、屋上緑地等の様々な緑地があります。これらの水辺と緑地がつながっていることで、生きものが移動できる江東区独自のエコロジカルネットワークが形成されています。

生物多様性の保全には、様々な人たちが協力しながら、このネットワークを守り強くすること（今ある生きものの生息・生育地をより効果的につなぎ、保全・再生・創出する取組を進化・拡充させること）が必要です。都立公園やポケットエコスペース等重要な場所（コアエリア）や、街路樹や河川敷等の水辺・緑地の道（コリドー）を引き続き維持してだけでなく、水辺と緑地の移行帯（エコトーン）の形成や、水辺でつながる周辺区や区内に管理地を持つ東京都、国との連携も重要です。



写真 4-3 荒川
【出典】荒川知水資料館 amoa ウェブサイト
「荒川 River-SKY-View」



写真 4-4 都立公園（都立猿江恩賜公園）
【出典】アメニス東部地区グループウェブサイト
「TOKYO EAST PARK 猿江恩賜公園」

① 各主体の役割

区

- 公園・水辺・緑地の整備、管理を進めていきます。
- 水辺と一体となった緑化空間の形成を図ります。
- ポケットエコスペースの改修時には水辺と一体となった緑化空間やエコトーンの検討を行います。
- 開発時にはエコロジカルネットワークの分断が起こらないように、分断回避の指導を行います。
- 隣接する自治体との水辺や緑地のつながりを大切にして、生物多様性の連続性を担保していきます。

区民等

- ポケットエコスペース等地域の水辺や緑地を保全するボランティア活動に積極的に参加します。
- 自宅の庭やバルコニー等でビオトープガーデンの積極的な造成を行い、鳥や昆虫等の生息場所を創出していきます。

事業者

- 行政やNPO等と連携し、社員参加による地域の水辺や緑地を保全する活動を実施します。
- 事業所の敷地では、地域に応じた在来種を植栽する等生態系に配慮した緑化を進めます。
- 事業所の敷地において生態系に配慮した緑の創出を図り各種認定制度に登録することで、将来にわたって保全していきます。
- 開発に際しては緑地や水路の分断を極力避けるとともに、分断のおそれがある場合は生きものの移動経路を確保します。

民間団体

- 行政や事業者と連携し、保全地域や公園・水辺・緑地、企業緑地等において、ボランティアによる保全活動を企画・実施します。

教育・研究機関

- 将来を担う次世代に対して、身近な水辺や緑地が生物多様性にとって重要であることを伝えます。
- 身近な水辺や緑地の保全に関して、専門的な立場から助言します。
- 身近な水辺や緑地における環境面、健康面、防災面等の人への効用について、調査・研究を行います。

国・都

- 河川、運河等において、堆積した汚泥のしゅんせつ等の対策を実施することで東京湾や河川における水質改善を図り、水生生物の生息空間としての水辺環境を保全・改善します。
- 堤防法面や護岸、管理用水路等の緑化を推進することにより、生物多様性の向上や防災等に資する水と緑のネットワークを充実させるとともに、身近に水に親しむことができる水辺の景観を形成し人々のにぎわいを創出します。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
6	水辺と一体となった緑化空間やエコトーン（移行帯）の検討・整備を進め、生きものが移動しやすい環境をつくりだすことで、エコロジカルネットワークの維持・強化を図っていきます。			
	6-1 ポケットエコスペースの改修等 生物多様性の保全や向上に向けて、老朽化・劣化したポケットエコスペースの改修や補修を実施します。	適宜 実施	適宜 実施	土木部 施設保全課 教育委員会 学校施設課
7	公共施設・区有施設における生きものの生息・生育拠点（コアエリア）をつなぐ街路樹や河川敷等の回廊（コリドー）の保全・創出により、エコロジカルネットワークの維持・強化を図っていきます。			
	7-1 ポケットエコスペースの維持管理〈再掲〉 全てのポケットエコスペースを持続可能な体制を構築のうえ適切に管理し、生物多様性を保全します。	52 か所	推進	土木部 施設保全課 教育委員会 学校施設課
	7-2 田んぼの学校〈再掲〉 区民が参加するイベントを開催します。	10回 /年	10回 /年	土木部 施設保全課
	7-3 街路樹、公園、水辺・潮風の散歩道の緑地の維持管理〈再掲〉 水辺や緑地を適切に管理し、生きものの生息・生育地になる空間を確保します。	—	実施	土木部道路課 土木部 施設保全課
	7-4 水辺・潮風の散歩道の整備〈再掲〉 水辺の散歩道の緑化整備や潮風の散歩道の整備により、生きものの生息・生育地にもなる空間を確保します。	整備率 61.62%	整備率 65.11%	土木部 河川公園課
	7-5 公園の整備〈再掲〉 公園の緑化整備により、生きものの生息・生育地にもなる空間を確保します。	公園 面積 515.1ha	公園 面積 550ha	土木部 河川公園課
	7-6 緑化指導〈再掲〉 江東区において一定規模の開発を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を審査し、認定します。	104,230 ㎡/年	実績	土木部管理課
	7-7 保護樹木・樹林助成制度〈再掲〉 区内の貴重な大径木を「保護樹木」、「保護樹林」として指定し、その保全にかかる維持管理の経費を助成します。また、生物多様性保全の視点を取り入れた制度内容の検討を進めます。	152本 4,452㎡	推進	土木部管理課
	7-8 公共施設の自然共生サイト登録[検]〈再掲〉※ 区で管理する公共施設における緑地を自然共生サイトに登録します。	0件 (R7)	2件 (R12)	土木部管理課

[検]：検討中の事業

※2030年目標の達成に向けた評価指標

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
8	生きものの生息・生育拠点（コアエリア）をつなぐ回廊（コリドー）として、住宅や事業者等の民有地の緑地の保全・創出により、エコロジカルネットワークの維持・強化を図っていきます。			
	8-1 緑化指導〈再掲〉 江東区において一定規模の開発を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を審査し、認定します。	104,230 ㎡/年	実績	土木部管理課
	8-2 ビオトープガーデン講座の実施〈再掲〉 ベランダに生物多様性に配慮したビオトープをつくることを目指す講座を開催します。	1回 /年	1回 /年	土木部管理課
	8-3 事業者のビオトープや生物多様性に配慮した緑化の情報発信〔検〕〈再掲〉 より多くの区民・事業者の興味をひきつけ、環境保全活動に参加したくなるよう、事業者等による優良な緑化事例を発信します。	－	実施	土木部管理課
9	周辺自治体や東京都、国交省との連携強化による生きものの生息・生育空間のつながりの保全・創出の働きかけを行っていきます。			
	9-1 周辺自治体、東京都、国への働きかけ〔検〕 エコロジカルネットワークの形成及び強化に向けて、周辺自治体や東京都、国へ区と連携した取組の働きかけを行います。	－	適宜 実施	土木部管理課

〔検〕：検討中の事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

【I-3】生態系や人の生活を脅かす外来種対策の推進

江東区では、ヒアリやセアカゴケグモ、アライグマ、アメリカザリガニ、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物、生態系被害防止外来種リストに掲載されている生態系や人に被害を及ぼす又はおそれがある侵略的外来種等、国内・国外から来た外来種が数多く確認されています。

これらの外来種は、船に紛れ込んだ港湾からの上陸や荒川・隅田川の大河川からの流下、街路樹や庭木からの拡散、ペットが逃げ出す等、人の活動を通じて持ち込まれており、江東区にある元々の生態系のバランスを崩すだけでなく、区民の健康被害を引き起こす要因となります。これは、東京湾に面し大河川の河口域に位置する他、人口の多い江東区ならではの問題でもあります。

江東区では、これらの外来種の問題に対して様々な対策を進めていますが、特定外来生物に代表される外来種のさらなる被害を防ぐためには、「入れない・捨てない・拡げない」の外来種被害予防三原則に基づき、行政・区民・事業者が連携した防除やモニタリングの取組をより推進することが重要です。また、区民への普及啓発活動を通じて、外来種問題への理解と協力を促す取組も求められています。



写真 4-5 特定外来生物①（ヒアリ）

【出典】環境省ウェブサイト
「報道発表資料 ヒアリの国内初確認について」



写真 4-6 ナガエツルノゲイトウ
(荒川・砂町水辺公園)

① 各主体の役割

区

- 外来種による被害の把握や生息状況のモニタリング調査等を実施することで、最新動向を把握し、効果的な外来種対策に努めます。
- 外来種対策の重要性を啓発し、区民の理解と協力を促すとともに、民間団体や教育・研究機関等と協働し、対策に携わる人材育成や効果的な防除技術の普及啓発を推進します。
- 国や東京都等の関連機関と連携した水際対策等で外来種の侵入の早期発見に努め、被害の防止を図ります。
- 生きものの適切な飼養についての普及啓発を実施します。

区民等

- ペットは責任を持って終生にわたり飼養し、ペットの遺棄は行いません。
- 外来種に関する情報の積極的な収集や取扱いに関する正しい知識を理解します。
- 他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しないようにします。
- ガーデニング等の植栽には、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。
- 釣り等で捕まえた外来種はリリース（再放流）しないようにします。
- 外来種防除イベントに積極的に参加します。

事業者

- 事業所・工場敷地での外来種対策やモニタリング調査に率先して取り組み、それらの情報を積極的に発信・共有していきます。
- 物流に伴い意図せず侵入する外来種には監視や防除等の水際対策を強化します。
- 他地域から持ち込んだ生きものを放流・放逐しないようにします。
- 事業所・工場敷地での植栽には、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。
- 外来種防除イベントに積極的に参加します。
- 外国産ペットや希少動植物は安易に売らず、終生飼養をするように呼びかけます。

民間団体

- 活動場所での外来種対策やモニタリング調査を実施し、それらの情報を集積・共有することで、効果的な外来種対策に貢献します。
- 行政や教育・研究機関との協働の下、多くの区民に外来種防除活動に参画してもらえるようなイベントを企画・運営します。
- イベントでは外来種の放流・放逐や、生態系に被害を及ぼす外来植物の植栽・配布をしないようにします。

教育・研究機関

- 将来を担う次世代に対して、外来種対策の重要性、生物多様性の観点から生きものを放流・放逐することによる生態系への影響について伝えます。
- 生態系や人への被害を及ぼす外来種対策に対して、専門的立場から助言します。
- 生きものの野外への放流等による在来種の遺伝的かく乱の現状について、調査・研究を行います。

国・都

- 区に対して、外来種対策等をはじめとした生物多様性保全に係る技術的及び財政的支援を行います。
- 都内で優先的に対策をするべき生態系に被害を及ぼす外来種対策リストを作成し、多様な主体による対策の推進を強化します。
- 青海心頭周辺の港湾施設、都民利用施設(公園緑地等)や中央防波堤埋立地において、ヒアリ等の外来生物の定着の有無についてモニタリング調査を実施するとともに、普及啓発の取組を行います。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
10	外来種の総合的な対策方針をまとめ、外来種の効果的な防除や、外来種が定着しにくい適正管理等を広めていきます。			
	10-1 江東区生物多様性推進マニュアルの策定[検] 〈再掲〉 区民、事業者が生物多様性に関する活動に取り組む際の具体的な方法やポケットエコスペース及びビオトープの具体的な管理方法等を示したマニュアルを作成し、 適正管理を行います。	－	実施	土木部管理課
11	外来種対策の重要性を啓発し、外来種の効果的な防除や、外来種が定着しにくい適正管理等を広めていくための情報発信を行っていきます。			
	11-1 外来種の基礎情報発信 特定外来生物等による影響や基本的な防除の考え方等の情報を区民や事業者等に提供します。	実施	推進	環境清掃部 環境保全課
12	国や東京都等の関連機関と連携した水際対策等で外来種の侵入の早期発見に努め、被害の防止を図ります。			
	12-1 国や東京都等の関連機関との連携 荒川を管理する国や都立公園を管理する東京都と連携し、外来種の侵入や拡大を防ぐ水際対策や早期発見につながる取組を行います。	実施	継続	環境清掃部 環境保全課
13	外来種の侵入の早期発見に努め、被害の防止を図るため、外来種の被害状況の把握、防除対策を行っていきます。			
	13-1 特定外来生物等による被害状況の把握、 防除対策 特定外来生物による被害状況を把握し、関連機関と連携した効果的な防除の対策を実施します。	適宜 実施	適宜 実施	環境清掃部 環境保全課
14	外来種の移入・拡大防止を図るため、植栽における在来種の積極的な利用推進や、外来種の積極的な防除対策を行っていきます。			
	14-1 在来種の積極的な利用、外来種の防除[検] 公園及び街路樹等の植栽においては、「江東区生物多様性に配慮した緑化ガイド」等に基づき、生態系への影響が少ない在来種への樹種変更を検討し、将来的な外来植物からの置き換えを今後の課題として捉え、対応していきます。	適宜 実施	適宜 実施	土木部管理課 土木部 河川公園課 土木部 道路課 土木部 施設保全課

[検]：検討中の事業

【I-4】生きものとの共生社会の実現

江東区では、都市の中に様々な生きものが生息・生育しており、生きもの生息・生育環境が人の生活空間の中にあることから、状況によっては、人間社会に不利益をもたらすことがあります。

例えば、カラスやサギ類、ウミネコ等、元々生息している鳥類及び繁殖のために一時的に飛来してきた鳥類によるフンや鳴き声、吐き戻し等は、住宅地や公園、河川沿いに住む人々の生活に悪影響を及ぼしています。また、人に危害を加える生きものや、感染症を媒介するカ等存在も、区民の安全や健康に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうした課題に対して、これまで江東区で行ってきた生きものによる被害の状況把握や被害防止に向けた対策の強化だけでなく、これらの都市の中にある生きものとの共存に向けた取組を考え、生きものと上手く共生する持続的な社会を実現していくことが重要です。



写真 4-7 ウミネコと屋上の巣に産み付けられた卵

【出典】江東区「「ウミネコの被害を防止するために」のリーフレット」



写真 4-8 サギ類の営巣（仙台堀川）

① 各主体の役割

区

- 区に生息・生育する生きもの情報の発信や適切な関わり方の普及啓発を進めます。
- 野生動物に関する最新の動向の把握やモニタリング調査等を実施し、野生動物の生態を踏まえた対策の検討と実施を行います。
- 生きものによる人間社会に不利益をもたらす影響（生態系ディスサービス）への対策を推進します。

区民等

- 野生動物との適切な関わり方や生態への理解を深めます。
- 野生の生きものに餌やりをしないことで、人と野生動物との間に適切な距離を保ちます。
- 庭木の果物や生ごみ等の誘引物を放置しないようにします。
- 家屋や庭等の管理を適切に行うことで、不用意に野生動物の営巣場所をつくらないようにします。

事業者

- 野生動物との適切な関わり方や生態への理解を社員に周知します。
- 野生動物の餌となるような果物や野菜、生ごみ等の誘引物を屋外に放置しないようにします。
- 事業所の敷地や建物等の管理を適切に行うことで、不用意に野生動物の営巣場所をつくらないようにします。

民間団体

- 区と連携し、野生動物のモニタリング調査や被害状況の把握等に協力します。
- ボランティア等の場において、野生動物との共存の在り方等を伝えます。

教育・研究機関

- 将来を担う次世代に対して、野生動物との共存について伝えます。
- 野生動物の分布状況を調査し、野生動物に関する保護及び管理、被害対策、共存策等について研究を行い、専門的な立場から提言します。

国・都

- 東京都民に被害をもたらす鳥獣等を除き、ケガや病気で弱った鳥獣について、野生復帰を図ることを目的として、傷病鳥獣の救護を実施します。
- 蚊媒介感染症対策の一環として、ウイルス保有蚊の生息サーベイランス（継続的な監視と調査）を実施します。
- 「東京都カワウ被害対策計画」に基づき防除や追い払い等を実施し、被害の抑制を図ります。

※蚊の表記は厚生労働省や東京都の対策名称等に合わせて漢字表記とした。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
15	野生動物との共存関係の実現を目指し、生活環境を脅かす種のモニタリング調査を継続的に実施し、各担当課との連携により幅広く共存に向けた取組を図っていきます。			
	15-1 飼い主のいない猫の去勢又は不妊手術費の助成 飼い主のいない猫の繁殖を抑制するため、飼い主のいない猫の去勢又は不妊手術費用を助成しています。	実施	継続	健康部 生活衛生課
	15-2 江東区地域における動物の相談支援体制整備事業 江東区地域における動物の相談支援体制整備事業実施団体に対し、飼い主の死亡等により飼養困難な犬・猫又は飼い主のいない猫の譲渡会の開催、手術等に要した費用の一部を補助しています。	実施	継続	健康部 生活衛生課
	15-3 感染症を媒介する蚊等の対策 蚊の発生予防に向けて昆虫成長抑制剤を雨水マスに投入する他、採集した蚊のウイルス検査を実施しています。 ※蚊の表記は区の対策名称等に合わせて漢字表記とした。	実施	継続	健康部 生活衛生課
	15-4 カラス対策 東京都と連携して、対策の基本的な考え方やカラスの生態情報等に関する情報発信、ごみ散乱防止用ネットの無料貸し出し、カラスの巣撤去の支援を行います。	実施	継続	環境清掃部 環境保全課 環境清掃部 清掃事務所
	15-5 ウミネコ対策 東京都と連携して、対策の基本的な考え方やウミネコの生態情報等に関する情報発信、屋上緑化を計画する際の指導、相談窓口を開設しています。	実施	継続	土木部管理課 環境清掃部 環境保全課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

【I-5】多様な主体と連携した自然環境等に関する情報の集積と発信

江東区では、区による生物調査だけでなく、東京都や国土交通省、環境省による生物調査が行われている他、事業者や民間団体も自社敷地やポケットエコスペースで独自に生物調査を行っています。

しかし、これらの調査データは一つに集められていないことから、区の生態系に関するデータを漏れなく集め続けることが必要です。これには、様々な団体と連携しながら生物データをまとめることや、区民の力を活用した調査が重要です。また、集めた生物データは様々な保全活動に役立てるために情報発信していくことも重要です。



写真 4-9 環境調査の実施状況
(陸域調査：昆虫類調査)



写真 4-10 環境調査の実施状況
(水域調査：魚類調査)

① 各主体の役割

区

- 市民科学も活用した継続的な環境調査と調査結果の情報共有を進めます。
- 区内の生物多様性の特徴や自然環境の変化等について広く情報の共有ができるように、様々な主体とのデータ連携・一元化を進めます。
- 環境学習情報館等の拠点から生物多様性に関する情報発信を進めます。

区民等

- 身近な生きものや自然環境に関心を持ち、身の周りにどんな生きものがあるか観察します。
- 身近な植物、昆虫、野鳥等を観察して得られた情報を区に提供します。
- 区や民間団体等が開催する自然観察会や生きもの調査に積極的に参加します。

事業者

- 事業所や工場の敷地における生きものや自然環境に注目し、継続的なモニタリング調査や自然観察会を行う等の取組を実施します。
- 調査等により得られた動植物の生息・生育情報を区に提供します。
- 調査等により得られた動植物の生息・生育情報を自社 HP 等で発信します。

民間団体

- 活動場所での継続的なモニタリング調査を実施します。
- 区民、事業者、区等様々な主体の連携・協働による生きもの調査を企画・実施します。
- 調査等により得られた動植物の生息・生育情報を区に提供します。
- 調査等により得られた動植物の生息・生育情報を HP 等で発信します。

教育・研究機関

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の基礎調査の重要性について伝えます。
- 自然環境分野における調査手法について、専門的な立場から助言を行います。
- 調査・研究等により得られた野生動植物の生息・生育情報を区等に情報提供します。

国・都

- 都内の自然環境情報の一元化に努めるとともに、それら自然環境情報を基にデジタルを活用したコンテンツにより東京の自然の魅力を発信する機能を持つ拠点の整備を検討し、実現を目指します。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
16	区内の生物多様性の特徴や自然環境の変化等を等について広く情報の共有ができるように、様々な主体と連携し、地域の自然環境情報の集積と一元化を進めていきます。			
	16-1 継続的な環境調査と調査結果の情報共有 継続的に環境調査を実施し達成状況のモニタリングを行うとともに、調査結果を公開し広く共有します。	実施	増加・ 推進	土木部管理課 環境清掃部 環境保全課
	16-2 区民・児童生徒・民間団体等の協力による 生物調査【検】 生物調査においては、網羅的・効果的に生物情報を収集するため、市民科学の観点から区民、児童生徒、民間団体等が調査に参加し協働で行える実施方法や体制等を検討します。	－	実施	土木部管理課
	16-3 様々な主体とのデータ連携・一元化【検】 区だけでなく、国や都、民間団体、事業者等の各主体が実施した調査結果を共有し、誰もが効率的に利用できるように、データを連携・一元化し、管理する方法を検討します。	－	実施	土木部管理課
	16-4 DX 推進【検】 生物多様性に関する情報のデータ連携・一元化では、クラウド上の集約や地理情報システム(GIS)との連携等、DXを推進します。	－	実施	土木部管理課
17	集積・一元化した地域の自然環境情報が様々な主体に行き渡るように、専門家と連携し、生物多様性の情報発信に関する基盤の検討・整備を進めていきます。			
	17-1 生物多様性の情報発信に関する場所の創出 【検】 江東区の生物多様性の保全や利用、普及啓発、生物調査や結果、取組団体に関する内容に特化した情報発信の拠点となる場所を創出します。	－	検討	土木部管理課
	17-2 環境学習情報館(えこつくる江東)からの情報 発信 生物多様性の重要性について普及啓発に努めるとともに、実施者(区民や事業者)の取組意欲を高める情報発信を行います。	実施	増加・ 推進	環境清掃部 温暖化対策課

【検】：検討中の事業

基本目標Ⅱ 活かし、つなぐ

【主に関連するSDGsの目標】



【Ⅱ-1】生物多様性に配慮した自然の恵みの持続的利用の推進（供給サービス）

江東区は人口が多く、生活に必要な木材や食料等の自然資源を多く消費しています。江戸時代には区内でも農業や漁業により食べものが得られ、採れたものが食べられてきましたが、現在では、**荒川下流域におけるシジミ漁業や都立若洲海浜公園周辺での自由漁業、区民農園における栽培を除いて**、区内で自然資源がほとんどつくられておらず、これらの多くを区外から得ています。そのため、江東区の消費活動は、区外の生物多様性や自然環境に影響を与える可能性があり、環境への配慮と地域資源の活用を通じて、区内外の持続可能な社会の構築に向けた取組が求められています。

また、レクリエーションの場の提供と緑化推進のために設置された区民農園での農体験等を通して、自然の恵みを実感していくことも重要です。



写真 4-11 多摩産材のベンチ

【出典】江東区ウェブサイト「多摩産材の積極的な利用について」



写真 4-12 区民農園(夢の島区民農園)

【出典】夢の島区民農園ウェブサイト

① 各主体の役割

区

- 公共施設や公共工事において木材を率先利用する他、住宅整備等に対して木材の活用促進を図ります。
- 生物多様性に関する食育事業の推進を図ります。
- **地産地消**の推進を図ります。
- グリーン購入等の推進により環境への負荷を低減するとともに、環境ラベル等の環境認証商品や生物多様性に配慮した商品の普及を促進します。
- 区民農園の利用を促進していくとともに、体験の場として維持管理します。

区民等

- 住居や家具等では木材の活用を検討します。
- **東京産**や生物多様性に配慮した農林水産物を積極的に購入し、地域の農地の保全、都内食料自給率、食料の輸送に伴うCO₂削減、地域コミュニティの活性化等に貢献します。
- 環境ラベルがついた商品やサービスを選択します。
- 食育への積極的な参加により、生物多様性の持続的利用への理解を深めます。
- 区民農園等を利用することで、自ら**農薬を減らした**野菜をつくって楽しむ他、自然の恵みを実感します。

事業者

- 建築や備品購入時には木材の活用を検討します。
- **東京産**や生物多様性に配慮した農林水産物の積極的な購入し、地域の農地の保全、都内食料自給率、食料の輸送に伴うCO₂削減、地域コミュニティの活性化等に貢献します。
- 環境ラベルがついた商品やサービスを選択・供給します。
- 「企業の森」に参加することで、東京の森づくりや水源林の保全に貢献します。

民間団体

- 食に関する講座やイベントの開催時において、生物多様性や江東区で生産されていた**江戸東京野菜**に関する普及啓発を行います。

教育・研究機関

- 学校給食や大学食堂等で東京産食材を提供し、地産地消や東京産食材の普及啓発に貢献します。
- 農産物の供給だけでなく、生物多様性の保全や雨水貯留・雨水浸透等、都市農業が発揮する多面的機能について、調査・研究し、提言します。
- 水域の資源管理や環境保全について、専門的な立場から助言します。

国・都

- **東京産農産物**の価値を高め、地産地消を促進します。
- 主要魚種の資源管理を推進するため、調査・評価の充実を図るとともに、資源管理に取り組む漁業者の取組をバックアップしていきます。
- 在来魚を食べるカワウの防除や外来種の駆除、漁場環境を保全するための河川や海岸での清掃活動等の取組を支援します。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
18	国内の持続可能な森林・林業活動に貢献するため、公共施設や公共工事において木材の率先利用を進めていきます。			
	18-1 公共施設における木材の利用推進※ 「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、学校をはじめとする公共施設での積極的な木材利用を推進します。	26 施設 (R5)	29 施設 (R11)	環境清掃部 温暖化対策課 教育委員会 学校施設課
19	国内の持続可能な農業・水産活動に貢献するため、また健康的で無駄のない食生活につなげていくため、食育事業の推進を図っていきます。			
	19-1 食育の推進※ 食に関する知識や選択肢の向上、食に基づく健康習慣や実践力の向上、食に対する感謝の気持ちの醸成を行います。	67.8 (R5)	90%	健康部 健康推進課

※2030年目標の達成に向けた評価指標

コラム 「グリーン購入」と「エコラベル」

持続可能な社会づくりのために私たちにできることのひとつが「グリーン購入」です。グリーン購入は、環境負荷の少ない製品やサービスを優先的に選ぶことを意味します。例えば、再生紙を使ったノートや、省エネ性能の高い家電製品等がその例です。単なる「買い物」ではなく、環境保全への意思表示でもあります。事業者や自治体でも、調達方針にグリーン購入を取り入れる動きが広がっています。

では、どうやって環境に配慮した製品を見分ければよいのでしょうか？そこで登場するのが「エコラベル」です。これは、環境に優しい製品であることを示すマークや認証のことです。代表的なものには、日本の「エコマーク」や国際的な「エネルギースター」「EUエコラベル」等があります。

エコラベルは、第三者機関が定めた基準に基づいて認証されるため、消費者が安心して選ぶための指標になります。製品のパッケージや説明書に表示されていることが多く、買い物の際に簡単に確認できます。

グリーン購入は、特別な知識や技術がなくても始められる環境活動です。日常の買い物でエコラベルを意識するだけでも、持続可能な社会づくりに貢献できます。



▲詳しくはこちら

【出典】環境省ウェブサイト「環境ラベル等データベース」(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>)

【II-2】防災・減災や景観形成等に寄与する NbS の推進（調整サービス）

江東区では、地球温暖化を要因とする気温上昇や大雨等の頻発・^{げきじんげきじんげきじんげきじん}激甚化、ヒートアイランド現象の進行等への早急な対応が求められる中で、公共施設等の整備に当たっては、生物多様性の保全と両立しながら、自然の持つ多様な機能を活用してこれらの社会課題を解決する取組である「NbS (Nature-based Solutions)」の推進が必要です。

江東区の水辺と緑地が共存する地域特性を活かし、ヒートアイランド現象の緩和や雨水の浸透・貯留による水害対策、さらには燃え広がり防止や避難空間の確保等の防災・減災の取組、街中の緑による景観形成やリラクセス効果等、多面的な調整サービスの発現につながるグリーンインフラ等の取組が重要です。



写真 4-13 壁面緑化

(ヒートアイランド対策)

【出典】江東区ウェブサイト「みどりのまちなみ緑化助成制度」



写真 4-14 雨庭（雨水貯留浸透）

【出典】株式会社日比谷アメニスウェブサイト
「レインガーデン 大島小松川公園」

① 各主体の役割

区

- 公園・水辺・緑地等多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理するとともに、雨庭（レインガーデン）の整備や雨水流出抑制のための取組を進めることで、雨水浸透・雨水貯留機能の向上やヒートアイランド現象の緩和・暑さ対策を図ります。
- 緑化指導や、貴重な樹木・樹林の保護により、良好な景観の形成の推進を図ります。

区民等

- 自宅の庭の緑化や、雨水浸透柵を設置することで、地域の雨水浸透域の拡大に貢献します。
- 所有する樹木や樹林の保護指定に協力します。

事業者

- 事業所や工場の敷地における緑地を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。また、グリーンインフラの観点から、敷地内緑地や水辺は地域の生物多様性の向上につながる整備に努めます。
- 事業所や工場の敷地に雨水浸透ますや透水性舗装を敷設することで、地域の雨水浸透域の拡大に貢献します。
- 所有する樹木や樹林の保護指定に協力します。
- 開発時には生態系への影響を回避・低減するだけでなく、水辺や緑地の創出に貢献します。

民間団体

- 区や事業者と連携し、保全地域や公園・水辺・緑地、企業緑地等の維持管理を図り、自然の持つ多面的機能の向上に貢献します。
- ボランティアによる保全活動を企画・実施する他、イベント等を通じて自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。

教育・研究機関

- 将来を担う次世代に対して、グリーンインフラの取組等を通じて、自然の持つ多面的機能の重要性について伝えます。
- 自然環境が有する多面的機能やグリーンインフラの手法について、専門的な立場から助言します。

国・都

- 自然を活用した社会課題の解決(NbS)の取組を行う事業者や民間団体の取組事例や効果を、「Tokyo-NbS アクション」として発信します。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
20	気候変動により危惧される水害対策、気候変動や都市化により進行しつつあるヒートアイランド対策として、緑化や雨水流出抑制対策等を推進していきます。			
	<u>20-1 公共施設の緑化整備</u> 公園や教育施設等の改築・改修等に合わせた屋上緑化や壁面緑化等を進め、公共施設の緑化を推進します。 ※指標値は敷地面積 250 m ² 以上の区立施設において緑化計画書に記載された緑化面積の割合	29.5% (R6)	31.5% (R11)	土木部管理課 土木部 河川公園課 教育委員会 学校施設課
	<u>20-2 緑化指導〈再掲〉</u> 江東区において一定規模の開発を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を審査し、認定します。	104,230 m ² /年	実績	土木部管理課
	<u>20-3 雨水流出抑制対策指導*</u> 予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し、都市型水害抑制するため、公共施設や民間施設建設時に雨水流出抑制施設の設置、雨水貯留・浸透機能を有するグリーンインフラの活用を推進します。	8,248 m ³ (R6)	実績	土木部 河川公園課
21	水辺・緑地の保全・創出に防災・減災機能を期待しつつ、良好な景観の形成にもつながるように指導や助成等を行っていきます。			
	<u>21-1 緑化指導〈再掲〉</u> 江東区において一定規模の開発を行う場合は、事前に緑化に関する計画書を審査し、認定します。	104,230 m ² /年	実績	土木部管理課
	<u>21-2 保護樹木・樹林助成制度〈再掲〉</u> 区内の貴重な大径木を「保護樹木」、「保護樹林」として指定し、その保全にかかる維持管理の経費を助成します。また、生物多様性保全の視点を取り入れた制度内容の検討を進めます。	152本 4,452m ²	推進	土木部管理課
	<u>21-3 景観計画届出制度</u> 江東区都市景観条例に基づき、景観計画届出制度を実施します。このうち、大規模建築物等の届出については、都市景観専門委員会に意見を求め、指導または助言を行います。	実施	継続	都市整備部 都市計画課

※2030年目標の達成に向けた評価指標

【Ⅱ-3】地域の自然資源を活かした体験活動への参画推進と歴史・文化の保全・継承 (文化的サービス)

江東区では、公園や庭園等における多種多様な花見文化をはじめとして、コミュニティガーデン活動や区民農園における農体験、釣りのレクリエーション、ポケットエコスペース等における自然観察会等、自然資源を生かした様々な文化的な体験活動が行われています。また、富岡八幡宮や亀戸天神社等の神社仏閣、清澄庭園等、多様な生きものが生息・生育するだけでなく、歴史的にも価値のある景観資源があります。

これらの自然体験や自然観察、農体験等の自然との触れ合い活動は、精神的な癒しや健康増進、生物多様性への関心と理解を深める機会となります。また、自然と触れ合う機会が少ない区民、特に次世代となる子どもたちにとっては、日常生活の中で身近に自然を感じることができる機会だけでなく、区外のより豊かな自然を体験できる機会も必要です。更には、これらの体験活動等を通して、江東区に受け継がれてきた豊かな自然とそれに関わる歴史や文化を次世代へと保全し受け継いでいくことも重要です。



写真 4-15 自然観察会

【出典】NPO 法人ネイチャーリーダー江東ウェブサイト
「[9/13 開催] 秋の虫さがし」



写真 4-16 亀戸天神社 藤まつり

【出典】亀戸天神社ウェブサイト「藤まつり」

① 各主体の役割

区

- 公園・水辺・緑地や保全地域等において適切な維持管理を行うことにより、身近に自然と触れ合える場を創出します。
- 区内外における自然資源を活かした体験活動の機会創出や参画を推進し、区民の健康増進や子どもの非認知能力の向上に貢献します。
- **歴史・文化的な景観資源を活かした街並みの持続的な形成と保全・継承を図ります。**
- 江戸東京野菜等の伝統的な食文化の普及啓発を進め、次世代に継承していきます。
- **海岸の埋立や東京大空襲等による環境の大幅な変化と生物の生息・生育環境の変化について、今後も次世代に引き継いでいきます。**
- 文化財として指定されている天然記念物等を適切に保護・管理していくとともに、地域の自然と結びついた歴史・文化を継承します。
- 森林環境譲与税を活用する等により、自然が豊かな地域で森林整備に寄与する活動等を実施します。
- 扱うものは在来種を基本とするように指導を行います。

区民等

- 自然観察会、田んぼの学校や区民農園における農体験、区外の森林再生ツアー等に積極的に参加します。
- エコツアー等に積極的に参加することで、生物多様性に配慮しながら自然の多様な魅力を体験します。
- 江東区みどり百景に応募します。
- 江戸東京野菜等の伝統的な食文化や花見文化等、自然資源に関わる歴史・文化の体験を通じ、食文化への理解や食文化の継承に貢献します。
- 地域の自然環境と文化のつながりについて調べ学び、多世代に渡って受け継ぎます。
- 自然の中でのワーケーションやリモートワークを積極的に行います。

事業者

- 敷地内緑地等を自然体験の場として開放し、区民の自然との触れ合いの機会を創出します。
- 観光等地域の自然資源を活用したプロジェクトを企画・運営する場合には、生きものや自然環境に影響を与えないように十分配慮します。
- 開発時には周辺景観に配慮します。
- 地域の自然に根差した食文化や伝統的な知識を観光資源の価値として見だし、その保全や継承に貢献します。

民間団体

- 地域の公園、水辺・緑地、ポケットエコスペースやコミュニティガーデン、区民農園等を環境学習や自然体験の場として活用するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。なお、扱うものは在来種を基本とします。
- 各地域の身近な自然で、あらゆる世代に向けた自然観察会や自然体験活動の場を創出し、参加を呼びかけます。
- 伝統的な文化や仕事の知識・技術を持つ元気な高齢者に、生物多様性保全の文化的な取組での活躍を促します。

教育・研究機関

- 学校での環境教育や自然体験活動の場として、江東区の多様な自然を活用するとともに、校内にも生物多様性に配慮した学校ビオトープ等を創出し、適切に管理等、身近に自然との触れ合いの場を整備し、環境教育に利用します。
- 幼少期の自然体験が生物多様性保全の意識の醸成につながる等、自然体験や環境学習等と生物多様性保全との関係について調査研究します。
- 将来を担う次世代に対して、学校の環境教育や自然体験活動の機会を通じ、自然環境に配慮した行動の重要性について伝えます。
- エコツーリズムや日常的な自然体験活動、地域循環共生圏等自然環境の保全と利用の両立に関して、専門的な立場から調査・研究し、提言します。

国・都

- 東京都版エコツーリズムの推進等、生物多様性に配慮した観光の振興を図るとともに、地域固有の魅力や地域の自然に根付く文化の普及を進めます。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
22	区内の多種多様な歴史文化や、歴史的に価値のある緑、親水環境、レクリエーション性等を活かした体験活動を進め、地域の歴史・文化に紐づいた理解・浸透につなげていきます。			
	22-1 コミュニティガーデン 5人以上のボランティア団体で、区施設（区立公園の緑地等）の花壇を利用して花や緑を育てる活動を支援します。	85 団体	100 団体	土木部管理課
	22-2 コミュニティガーデンで生物多様性に配慮 [検] コミュニティガーデンの交流会やアドバイザー派遣で、生態系被害防止外来種等周辺の生態系に影響を及ぼす可能性のある園芸種を避ける等の指導を推進します。	—	100 団体 (全団体)	土木部管理課
	22-3 ナチュラルスティックガーデン 江東区役所本庁舎前等に整備する花壇にて、地域のにぎわいや景観づくり、健康・福祉、教育等、様々な地域課題の解決につながる場づくりの一環として、多年草を活用した花壇を整備します。	1 か所	5 か所 (累積)	土木部管理課
	22-4 食育の推進〈再掲〉 食に関する知識や選択肢の向上、食に基づく健康習慣や実践力の向上、食に対する感謝の気持ちの醸成を行います。	67.8 (R5)	90%	健康部 健康推進課
	22-5 自然観察会の開催 多様な主体と連携し、区にある自然を活用した自然観察会の開催等を通して、区民等が自然に触れ合える機会をつくります。	実施	増加・ 推進	環境清掃部 温暖化対策課 地域振興部 青少年課 こども未来部 こども家庭支援課
23	区外でのより豊かな自然を体験できる機会を創出することで、自然との関わりについての幅広い理解・浸透につなげていきます。			
	23-1 森林環境譲与税を活用した森林再生ツアー等 への参加 森林環境譲与税を活用し、他自治体等の森林で植樹等を行う森林再生ツアーを実施します。	1 回 /年	8 回 /年 (2029 年)	環境清掃部 温暖化対策課

[検]：検討中の事業

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
24	歴史的・文化的な景観資源を活かした街並みの形成を進めていきます。			
	<u>24-1 保護樹木・樹林助成制度〈再掲〉</u> 区内の貴重な大径木を「保護樹木」、「保護樹林」として指定し、その保全にかかる維持管理の経費を助成します。また、 生物多様性保全の視点を取り入れた制度内容の検討を進めます。	152本 4,452㎡	推進	土木部管理課
	<u>24-2 江東区みどり百景</u> 区民に“みどり（樹林地、草地、水辺、広場等、生きものが生息し、自然と人が共生する環境やその恩恵、人との関わりによる文化等を含めたもの）”に愛着・誇りを持ってもらうため、令和7・8年に江東区内の“みどり”の写真を募集し、その中から選定された「江東区みどり百景」を選定し、令和8・9・10年に「江東区みどり百景」を利用したスタンプラリー等のイベントを実施します。	—	1回/年 (2029年)	土木部管理課
<u>24-3 景観計画届出制度〈再掲〉</u> 江東区都市景観条例に基づき、景観計画届出制度を実施します。このうち、大規模建築物等の届出については、都市景観専門委員会に意見を求め、指導または助言を行います。	実施	継続	都市整備部 都市計画課	

コラム ナチュラルスティックガーデン



▲詳しくはこちら

ナチュラルスティックガーデンは、多年草を多く利用した自然の植生にならったガーデンで、植物の春の芽出しや開花から、実やタネをつける姿、冬の立ち枯れまでの季節の変化を楽しむことが特徴です。また、シーズンごとの花苗の植え替えの必要がないため、ローコスト、ローメンテナンスな庭となっています。

自然に近い植栽によって、四季折々に変化する美しい風景や、来庁者や通行人の目を引く魅力ある空間づくりに貢献しています。また、地域性在来種を利用することで、生物多様性の保全への貢献も期待されます。

江東区では、花やみどりが身近で手軽に始められるまちづくりのツールとして、ナチュラルスティックガーデンの考え方や実践方法を学ぶ講座を区役所本庁舎前で定期的開催しています。



【出典】江東区ウェブサイト「ナチュラルスティックガーデン講座」(<https://www.city.koto.lg.jp/470132/naturalisticgardenkouza.html>)
 江東区ウェブサイト「KOTO みどりの庭スポンサー花壇について」(<https://www.city.koto.lg.jp/470100/kotomidorinoniwa.html>)

基本目標Ⅲ 知って、変わる

【主に関連するSDGsの目標】



【Ⅲ-1】生物多様性の理解の促進

江東区では、令和6（2024）年度時点で「生物多様性の内容を知っている」と答えた区民の割合が39.8%にとどまっており、生物多様性への理解と関心をより高めていくことが求められています。また、東京全体においても、生物多様性の認知度はまだまだ低く、その価値や重要性が十分に広まっていないのが現状です。

生物多様性の保全と回復を進め、その恵みを将来にわたって受け取っていくためには、区民一人ひとりが江東区における生物多様性の成り立ちや現状、保全の大切さを正しく理解し、日常生活や地域活動の中でその価値を実感し、行動を変えていくことが重要です。このためには、生物多様性フェアや環境フェア、ネイチャー・フェスタ!Koto等のイベントやSNS等での情報発信、新たな活動拠点の創出を検討していきます。



写真 4-17 生物多様性フェアの開催状況



写真 4-18 環境フェアの開催状況
【出典】江東区ウェブサイト「第18回江東区環境フェア」

① 各主体の役割

区

- 継続的なアンケートによる区民の生物多様性への関心度をモニタリングしていきます。
- 多様な主体と連携し、生物多様性フェアや環境フェア、ネイチャー・フェスタ!Koto等のイベントやSNS、新たな居場所や拠点等にて生物多様性の情報発信を行うことで、区民生活や経済活動における生物多様性の理解を深めます。
- 区内で気軽に生きもの観察、自然体験活動、農体験等ができる場所やイベントに関する普及啓発を積極的に行います。

区民等

- 身近な自然や季節の移り変わりに関心を持ち、身の回りにどんな生きものや自然があるのか探したり、自然体験活動へ積極的に参加します。
- 区や民間団体等が実施する生物多様性関連のセミナーや自然体験プログラムに積極的に参加し、自分の仕事や生活の中で生物多様性に貢献できることを探して実践します。
- 公園・水辺・緑地や保全地域等における利用ルールを守り、自然を楽しみながら、生物多様性の重要性について学びます。
- 生物多様性について体験したこと・学んだことは、家族や友人、職場・同僚にも共有し、生物多様性の保全の重要性や課題の認識を身近な所から広めていきます。

事業者

- 商品販売等の事業活動やC S R活動において、生物多様性へ配慮・貢献する取組を充実させ、生物多様性の価値や重要性を従業員と共有します。
- 事業所や工場敷地内、製品・サービス等における生物多様性への配慮や保全の取組に関する情報は、ホームページやS N S等で社内外に積極的に開示・発信します。
- 自社の生物多様性に配慮・貢献する取組を事業者の価値の向上につなげるため、T N F Dに基づく情報開示を行っていきます。
- 生物多様性フェア等のイベントにおける積極的な情報発信や参加者との意見交換を行っていきます。

民間団体

- 生物多様性関連のセミナーやイベントの企画・開催をします。
- 生物多様性フェア等のイベントの開催や積極的な情報発信、イベント参加者との意見交換を行っていきます。

教育・研究機関

- 将来を担う次世代に対して、生物多様性の重要性への理解を促すとともに、身近な地域における生物多様性の価値についても伝えます。
- 生活や経済活動の基盤である健全な生物多様性の保全について調査・研究し、専門的な立場から提言します。

国・都

- 自然地における特定の場所や登山道等に利用者が集中しすぎないように、東京の多様な自然の魅力を発信するとともに、自然公園、都立公園等の**快適で安心・安全な公園を目指した適切な**利用ルールの普及啓発を推進します。
- 生物多様性保全に取り組む団体や人材情報等必要な情報の収集及び提供並びに助言を行う機能を持つ拠点の整備を検討し、実現を目指します。
- DXを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクトにより、都内の生物多様性の基盤情報となる野生動植物目録等を策定していきます。

② 江東区における主な取組内容と事業等

NO.	取組内容			
	事業等	現状	2030年 目標	担当課
25	生物多様性フェアや環境フェア等のイベントやSNS等での情報発信、新たな居場所や拠点の創出等により、生物多様性に関する理解促進を図っていきます。			
	25-1 イベントやSNS等による生物多様性の情報発信 多様な主体と連携した江東区内での生物多様性に関するイベントの実施、HP や SNS を用いた周知等で情報発信を行います。	実施	増加・ 推進	土木部管理課 土木部 施設保全課 環境清掃部 温暖化対策課
	25-2 生物多様性の情報発信に関する場所の創出 [検]〈再掲〉 江東区の生物多様性の保全や利用、普及啓発、生物調査や結果、取組団体に関する内容に特化した情報発信の拠点となる場所を創出します。	—	検討	土木部管理課

[検]：検討中の事業

【Ⅲ-2】あらゆる主体の連携・協働による取組の推進

江東区では、行政だけでなく、民間団体、事業者、教育・研究機関、区民等、様々な人たちが区内の多様な場所で生物多様性の保全や活用の活動を行っています。また、国や東京都は、江東区内に管理地があり多様な生きものが生息・生育していること、周辺区・関連自治体は水辺や緑地を通して生きもののつながりがあることから、区の生物多様性の保全に深く関連しています。

これらのことから、それぞれの団体が持っている情報や知見を共有し、それぞれが積極的に連携・協力し合うことで、江東区の自然環境の現状を的確に把握し、保全活動や普及啓発を推進していくことが重要です。そこで、多様な人たちが連携・協働する場を設け、各主体の取組を推進していきます。



写真 4-19 多様な主体の会議の様子
(みどりの基本計画推進会議部会)

【出典】江東区ウェブサイト「江東区みどりの基本計画推進会議部会」



写真 4-20 コミュニティガーデン活動

【出典】江東区ウェブサイト

「コミュニティガーデン～みんなで楽しむ「地域のお庭」～

① 各主体の役割

区

- 多様な主体が連携・協働する場を設け、各主体の取組を推進します。
- みどりのボランティア活動を支援し、区内の自然を守り持続的に利用する人材の育成を進めます。
- 民間団体、教育・研究機関、周辺自治体や東京都、国と連携した取組を進めていきます。
- (仮称) 江東区生物多様性地域戦略の進捗管理を行います。

区民等

- 区や民間団体等が開催する自然観察や生きもの調査に積極的に参加し、学習したことを普段の生活で実践できるよう理解を深めます。
- 動植物園や庭園、環境学習施設等を訪れるとともに、こどもが生物多様性に関心を持つような活動やイベント等に参加して、自然や生きものと触れ合うきっかけをつくります。
- みどりのボランティア活動に積極的に参加します。